

# 連続座談会ニュース 第 28 回

相談会  
勉強会

専門委員会 理事会との関係・規約との関係

専門委員会というとは…

まず、大規模修繕委員会や規約改正委員会を思い浮かべる方が多いでしょう。

その他にはペット飼育委員会、駐車場委員会といったところがメジャーでしょうか。



専門委員会の設立そのものは理事会決議で可能ですが、

- ①理事会の責任と権限を越える事項である場合
  - ②理事会活動に認められている経費以上の費用が必要となる場合
  - ③運営細則の制定が必要な場合
- 等は総会の決議が必要となります。



管理組合の業務は多岐に渡り、時間をかけて検討するのは困難な場合があるので、継続的な検討ができる専門委員会の設置は有意義であるといえます。

専門委員会はあくまでも理事会の下部組織という位置づけであり、決定権はありません。

理事も委員会に加わり、連絡を密にすることが大事でしょう。

